

陳情文書表

【令和2年12月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
令和2年11月27日	陳情第6号	徳島市住吉1丁目9番34号 徳島県女性協議会 会長 大寺 禮子	文教厚生 常任委員会

(件名・要旨)

「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」の採択を求める陳情書

【陳情の要旨】

女性差別撤廃条約が1979年の第34回国連総会で採択されて40年が過ぎた。条約の採択後、性別役割分業の見直しや紛争時あるいは家庭内での暴力に対して、権利の侵害を通報するメカニズムをつくり、条約の実効性を確保するため、1999年第54回国連総会で選択議定書が採択された。

すでに選択議定書は、114カ国が批准しており、2020年1月28日現在、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、当該国の条約違反を32件認定し、その救済に動いている。

日本は1985年に条約に批准しているが、選択議定書にまだ批准しておらず、20年間も「研究」を重ねたままの状態である。

2015年の国の第4次男女共同参画基本計画には「早期締結について検討を進める」と書き込まれた。以降、CEDAWにより、選択議定書批准の勧告を受けている。

日本が人権を尊重する国となり、男女共同参画社会を実効性あるものとし、司法の判断が国際基準に追いつくためには、選択議定書の批准を早期に実現しなければならない。

2020年は、日本政府が第9次国家報告をCEDAWに提出する期限であり、2021年頃に予定されるCEDAWによる審査までには選択議定書の採択が望まれる。

以上のことから、国に対して「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を提出してもらいたく陳情する。

※女性差別撤廃条約（Convention on the Elimination of Discrimination Against Women）

女子差別撤廃条約のこと。Womenを女子と訳したため。

※国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）

CEDAW（Committee on the Elimination of Discrimination Against Women）